

タブレット端末運用規程メモ

○趣旨、定義

○タブレット端末等の管理（貸与）

- ・タブレット端末等受領書の提出
- ・紛失、破損時の届出、費用負担等
- ・個人情報の漏洩、ウイルス感染時の報告

○使用上の禁止事項

- ・議会活動等に必要のないアプリケーションソフト等の追加
- ・タブレット端末の性能、機能等の変更
- ・コンピュータウイルス感染のおそれのある外部端末との接続

○会議中の禁止事項

- ・会議に関係のないウェブサイトの閲覧、アプリケーションソフト等の使用
- ・電子メールの送信、ソーシャルメディアへの投稿、通話
- ・会議の録音又は写真若しくは動画の撮影
- ・操作音、電子音又は振動音が鳴動することがないように設定すること。

○遵守事項

- ・議会の品位を重んじた良識ある使用を心掛け、議員活動に関わりのない目的で使用しない。
- ・個人情報並びに議会及び町において公開されていない情報を外部に漏らさないこと。
- ・タブレット端末に個人情報を含む資料等を保存するときは、議会活動を行う上で必要と認められる最小限のものに限る。
- ・情報の送受信は、自己の責任において行うこと。
- ・他人に貸与又は譲渡しない。

○違反行為に対する措置

- ・遵守事項に違反したときは、当該使用者に口頭で注意するものとする。

○セキュリティ対策

- ・タブレット端末を使用するときは、適正なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようになければならない。

○事務連絡

- ・議員及び議会事務局間の各種通知、連絡等は、タブレット端末を用いて行うことができる。